

出しになっております。但し、本文を整備した結果におきまして期末手当というように改めまして、次に同条第二項におきまして、議員と同様に期末手当の額を給料の月額に、その時期の社会経済情勢及び他の地方公共団体へ支給額その他の事情を考慮して別に条例で定める割合を乗じて得た額というように改めようとするものでございます。したがって、一応支給割合につきましては今後時限条例でそれだけのこの下条例に基づきまして御提案申し上げて議会の御決定を賜うというふうな事務処理に相なります。

さらに第四条第三項につきましては扶養手当及び調整手当を支給することができるというふうな規定になってあるわけでございます。従来からこれらの手当の支給はされておりましたので本項をこの際削除しようとするものでございます。なお、調整手当の支給関係につきましては今回提案しております補正第一号の中におきまして全額を減じさせていたいております。

次に、第五条につきましては本文の整理をいたそうとするものでございます。次に、別表の改正でございますが、市長につきましては現行五十九万五千円を五万五千円引き上げまして六十五万円に、率にして九・二%のアップ。助役につきましては現行

五十一万七千円を四万八千円引き上げまして五十六万五千円に、率にして九・三%のアップ。収入役につきましては現行五十一万一千円を二万九千円引き上げまして五十三万円に、率にして五・八%のアップ、それだけこのように引き上げようとするものでございます。参事でございますが、今回の改正に要する金額は約百八十二万円でございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例は昭和六十二年六月一日から適用いたそうとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案どおり御確定くださるようお願いを申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

○十三番(小野沢 久君) ただいまの説明で大方は理解ができたんですが、これで一番変わったのが第四条の関係で、今までは期末手当と勤勉手当等が入って支給されたという事で、今回この改正によって勤勉手当が完全になくなったという理解でいいのかわるか。

それと、第四条の第三項が今回これで削除されておりますので、扶養手当、調整

手当、これは今まで条例上はあつても實際には支給をしていなかったというケースなんです。すけれども、これで支給ができなくなったということになると思うんですけれども、そういう理解をしていいかどうかという点が二点です。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

まず第一点の期末勤勉手当の關係の御質問でございますが、現行条例におきましていわゆる手当の割合は一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の割合の合計とするということでございまして、支給すべき性質の手当は期末手当一本でございまして、これらについては混乱もございしますので今御指摘いただきましたように一本化して期末手当というようにしたわけでございます。

それから、その手当の關係でございすけれども、これは實質的に支給も今までされておりました。今回、明確にこれを削除いたしましたして一切こういう手当は支給しないというようにするために一応改正された。御指摘のとおりでございす。以上です。

○十三番（小野沢 久君） 勤勉手当につきましては昨年の十二月の一般質問で、国家公務員の特別職に支給されていない手当を支給するのはおかしいという指摘をして

こういう結果になったと思うんですけれども、担当の方は前々からそのくういふことはわかっていて、何も私が指摘しなくてもわかつていた人ではないかと思うんです。たまたま自分の方から改正するのがしにくかった人ではないかという気がするんですけれども、今回の条例は、先ほど果から幾つか出ておりますけれども、非常に条文の変更等も多いためでありま

す。そういう中で、これから条例で専門家が見て不都合な部分があったらやっぱりそれは勇氣を持ってどんどん改正をしていただきたい。議員が指摘しなくてもやっぱり改正した方がいいという点はアロが見ればわかるわけでありまして、その点は遠慮なく改正して、ついでにわかりにくい条文はなるべくわかりやすく、理解ができるようにやっていただきたい。これを要望しておきます。

○十一番（原 敏子君） 一つだけ、今の説明の中で収入役のアップ率が五・八％とちょっと聞いたと思うんですけれども、これは何か理由があるんでしょうか。

○総務部長（浅見裕康君） 特別職の報酬等審議会におきます、いろいろな参考資料を提出いたしました。一応二十六市を踏まえてその平均額というふうな一つの基準というものを設けたり、あるいはやはり財政規模、行政面積、いろんな意味で人口も含めてして

類似したところとするとやはり新市が一番対象するには適切だろうというふうな、実際には結論になりました。そういうところで新市の福生と秋川市は現在改定中でございまして、その二市を除きました七市の平均額を出しまして、それぞれ見合いにあつて一つの金額を当面出しまして、それと比較において相当開きのあるものについては極力二ヶたにならぬ範囲で決定した。たまたま収入税につきましては他市七市が比較的低額であつたというふうなことがございまして、実質的に五・八％のアップ率でよろしいんだろうというふうな審議会の結論をいただいております。

○十一番(原敏子君) 七市を教えてくだらう。

○総務部長(浅見裕康君) 七市は柏江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市でございまして、以上です。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第三十号は、総務委員会に付託したいと

思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 一時まで休憩いたします。

午後零時二分 休憩

午後一時一分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九 議案第三十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案の理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をうけたいいたしましたので、議案第三十一号福生

市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
につきまして提案理由並びにその内容を説明を申し上げます。

本条例につきましては福王市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例同
様福王市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして教育長の給料月額を
改定しようとするものでございまして、あわせて市長等の給与に関する条例との関連
により同様の条文の整備を行おうとするものでございます。

まず第一条に見出しといたしまして通則を付しました。これは市長等の給与に関
する条例の一部を改正する条例とのバランス上、一応見出しをつけたということでござい
ます。以下、見出しにつきましてはそれぞれ趣旨で一応改正をさせていたいております。

同条中、教育長を福王市教育委員会教育長というように改めたわけでござ
います。これは条例上規定が若干簡略となっておりますので、この際、これを
正確に表現するため文言の整備を行おうとするものでございます。

次に第二条を削りまして、第三条に見出しとして給料を付し、さらに同条
を第二条といたしまして、同条の次に次の一条を加えようとするということで改正条

例が規定してございます。これはいずれも条文の整備のための改正でございます。

次に同条中、五万一千円を五万三千円とありますのは教育長の給料月額
現行五万一千円を二万九千円引き上げまして五万三千円に、率にいたしまして五・八
分の引き上げをいたそうとするものでございます。本件につきましては先ほど御質問
がございましてお答え申し上げましたとおり新中七市との権衡、つまり合点の上の一応御
答申をいただいたものでございまして、そういうことで引き上げ率が低くなっているとい
うことでございます。参考でございますが、今回の改正に要します金額は約四十
万円でございます。

次に第三条でございしますが、教育長の期末手当につきましては市長等の期末
手当同様、その額につきましては別に条例で定める割合を乗じて得た額というよ
うに規定をしようとするものでございます。

次に第五条につきましては、見出しとして旅費を付したものでございます。

次の第六条でございしますが、これも見出しとして給与の支給方法等を付し、
さらに条文の整備をしようとするものでございます。

次に附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例

は昭和六十二年六月一日より適用いたそうとするものでございます。

以上、甚だ雑駁でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案不
いり御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号は、総務委員会に付託いたし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十 議案第三十二号 福生市職員退職手当特別

負担金準備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第三十二号福

生市職員退職手当特別負担金準備基金条例の一部を改正する条例につ
きまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例は職員の定年退職者への特別負担金支払に伴う予測される一時的
多額の支出の準備として積立基金で、定年制導入に伴い、今後は退職者の計
画的見通しが図られること、また現積立額が実態に合っていないこと等から第二
条の積立額の条文を整理改正いたそうとするものでございます。

それでは、条例の内容について説明申し上げます。

第二条本文、各積み立てを改正するは「基金の額は九十五万円以上とする」と
いう規定文であったものを「毎年度基金として積み立てる金額は、一般会計歳出予
算で定めると改めようとするもので、先ほど御説明いたしましたように計画的
見通しと実態に沿った積み立てをいたそうとするものでございます。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものでござります。
なお参考まで、本基金の六十年度末積立額は四千五百三十九千円と相なり
ております。

以上、大変雑駁な説明でござりますが、提案理由並びにその内容について説明
を終らせていただきます。以上でござります。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号は、総務委員会に付託いたし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、総務
委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十一議案第三十三号「福王市税賦課徴収条例の

一部を改正する条例」と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第三十三号「福王市

税賦課徴収条例の一部を改正する条例」について提案理由並びに改正の内容について
御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、地方税法施行令の一部改正を受け、改正でござ
います。具体的には地方税法第二十三条の五第二項に、この法律または条例に定められ
ている期限が民法第四百二十二条に規定する休日その他政令で定める日に該当す
るときはこれらの日の翌日とするの期限とみなすという規定がござります。そして、地方
税法施行令第六条の十八第二項に、政令で定める日は毎月の第二土曜日とする
と規定されております。第二土曜日が規定されている理由は、週休二日制に伴う金融機
関の休日の日が期限に該当した場合を想定して規定したもので、本年八月一日から

週休二日制が拡大され毎月の第三土曜日についても休日とする銀行法施行令等の一
部改正が行われたこと。法律上には休日として規定されておりますが、自治省税
務局長通達により休日と準ずる日として取り扱われている十二月二十九日、三十日、
三十一日についても政令で定める日として明文化されたことに伴いまして本条例を改正す
る必要が生じたものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

改正をしようとする条項は、附則第六条の二第二項でございます。同項中「毎月
の第二土曜日」とあるのを「毎月の第二土曜日若しくは第三土曜日又は十二月二十九日、
同月三十日若しくは同月三十一日に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、改正条例は、昭和六十二年八月一日から施行しようとするもの
でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり
御決定くださりますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は、総務委員会に付託いたし

たいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、総務

委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十二議案第三十四号、福生市手数料条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきまして議案第三十四号、福生市手数料条例
の一部を改正する条例について提案理由と内容について御説明申し上げます。

今般、住民基本台帳法の一部が改正されました。従来認められておりました戸籍の附票の閲覧の取り扱が廃止され、これに伴い福生市手数料条例の一部を改正する必要が生じたわけでございます。

その内容でございますが、第二十九条中、戸籍の附票等及び閲覧者一人一回一種類とするを削るわけで、戸籍の附票の閲覧が廃止されました関係でこの規定が不要となったため条文の整備をさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。なお慎重御審議いただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。上げまして、提案理由といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号は、総務委員会に付託したい

と思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、総務委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十三議案第三十五号「福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきましたので、議案第三十五号「福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由とその内容について、御説明申し上げます。

本会では、地方税法の改正に伴うものでございまして、低所得者の保険税負担の軽減を図るため、減額される世帯の基準額を二十六万円から二十七万円に引き上げようとするものでございます。

附則第七項でございすが、見出し及び本文中、昭和五十九年度分を昭和六十二年
度分に、また本文中、二十六万円を二十万円で改めようとするものでございす。

附則につきましては、公布の日より施行し、経過措置といたしまして、改正後の福生
市国民健康保険税条例の規定は昭和六十二年度分の国民健康保険税から適
用し、昭和六十年年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるうと
するものでございす。

以上、大変雅馴な説明でございすが、慎重御審議賜りまして原案どおり
御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明を終らさせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十五号は、厚生委員会に付託いたし
たいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第三十五号は、厚生
委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君)

日程第十四議案第三十六号 福生市消防団に関する条例の
一部を改正する条例と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正天君登壇)

○市民部長(古谷正天君) 御指名をいただきましたので、議案第三十六号 福生市消防
団に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説
明申し上げます。

本案例は、消防団員の報酬の額を改正しようとするものでございす。今回の改
正に際しましては、災害の他の防災活動に対する消防団員の貢献度あるいは新市
と初め近隣市との関連を考慮いたしまして額を決めさせていただきました。
本文の内容につきまして御説明申し上げます。

報酬の額につきましては年額でございまして、別表第一中、団長が十九万二千円を
一四・六％引き上げ二十二万円で、以下副団長が十四万七千円を一九％引き上げ十七万
五千円に、分団長が十四万四千円を二〇・二％引き上げ十七万五千円に、副分団長が七万
二千円を三一・九％引き上げ九万五千円に、部長が六万四千円を三二・八％引き上げ
八万五千円に、班長が四万九千円を一八・四％引き上げ五万八千円に、団員が四万二千円
を一九％引き上げ五万円にそれぞれ改正しようとするものでございます。平均引き上げ
率につきましては二・七％でございします。

なお参考までに、これに要します費用は二百十三万三千円でございします。

なお附則につきましては、公布の日から施行し、本条例の適用につきましては、消防
団員の報酬は年額でございしますので、昭和六十二年四月一日からとするものでございします。
以上、大変難解な説明でございします。慎重御審議賜りまして、原案どおり御
決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号は、厚生委員会に付託したい
と思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、厚生
委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) この際、日程第十五及び日程第十六の二案を一括して上程いた
します。

日程第十五議案第三十七号 福生市立学校施設等整備基金条例

日程第十六議案第三十八号 福生市卸売施設整備基金条例の一部を改正

する条例

の二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。